

◆◆◆◆ 令和6年度(令和6年4月～令和7年3月分) ◆◆◆◆

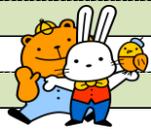
国民健康保険税について

・国民健康保険税納税通知書は、納税義務者である世帯主の方あてに送付しております。

※世帯主の方が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主の方が納税義務者です。

※納税通知書の再発行はできませんので、大切に保管ください。

◆納税通知書の記載内容(納税通知書の右下にページ番号を記載しております。)

1ページ	表	納税義務者の住所、氏名等	
	裏	納付できる金融機関とスマートフォンアプリ、口座振替のご案内	
2ページ	表	課税内訳	
	裏	軽減制度について	
3ページ	表	期別ごとの税額	
	裏	雇用保険を受給される方(非自発的失業者)の国民健康保険税の軽減について 産前産後期間の国民健康保険税の軽減について 国民健康保険税の減免措置について	
4ページ	表	個人ごとの課税の内訳	
	裏	特別徴収(年金からの天引き)について	
5ページ	表	国民健康保険税のあん分率及び軽減額、納期限等	
	裏	後期高齢者医療制度に対する支援と、介護保険制度について	
6ページ	表	課税の根拠等	
	裏	後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の配慮について 社会保険料控除について	
7～8ページ		国民健康保険税口座振替依頼書 ※納付書払いの場合のみ同封	
単 票		国民健康保険税の納付書兼納入済通知書 ※納付書払いの場合のみ同封	

◆今年度の改正点

①税率と課税上限額が変更になりました。

	改正前(令和5年度)			改正後(令和6年度)		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割率	6.50%	2.60%	2.60%	6.50%	<u>2.50%</u>	<u>2.40%</u>
均等割額 (1人あたりに 必ずかかる税額)	19,700円	7,800円	10,000円	<u>20,700円</u>	7,800円	10,000円
平等割額 (1世帯あたりに 必ずかかる税額)	18,300円	7,200円	6,200円	18,300円	7,200円	6,200円
課税上限額	650,000円	220,000円	170,000円	650,000円	<u>240,000円</u>	170,000円

※税率と課税上限額の変更により、世帯状況等に変更がない場合にも、前年度税額と比較して増減が生じます。

②一定の所得以下の世帯に対する国保税の軽減判定所得の基準額が引き上げになりました。

	世帯の所得金額の合計 改正前(令和5年度)	世帯の所得金額の合計 改正後(令和6年度)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下	7割軽減の判定所得の基準額は変更ありません。
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+ 29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+ <u>29.5万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+ 53.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+ <u>54.5万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下

※軽減が適用になるかどうか判断するために、所得の申告が必要になる場合があります。
詳しくは納税通知書2ページ裏面をご覧ください。

③産前産後期間に係る国民健康保険税を免除します。

次の(1)～(3)のすべてに該当する方に対して、産前産後期間に係る国民健康保険税が免除になります。

- (1)福島市の国民健康保険に加入している方
 - (2)令和5年11月1日以降に出産した方
 - (3)妊娠12週以降に出産(死産・流産・人工妊娠中絶及び早産を含む)した方
- 免除を受けるためには、国保年金課または各支所・出張所にて届出をお願いします。



◆納税通知書の見方

2ページ表 課税の内訳

<例> 2人世帯で、5月から国民健康保険(国保)に加入した場合
 世帯主 国保 太郎(45歳、所得の合計金額…93万円)
 妻 国保 花子(35歳、所得の合計金額… 0円)

国民健康保険税 課税内訳(令和6年度相当分)

通知書番号	所得の合計金額-基礎控除(43万円)を世帯で合計した金額が算定基礎額です。 (内訳)太郎さん…93万円-43万円=50万円 花子さん…0円								定しましたので通知します。
賦課額変更の理由									
国民健康保険税内訳	所得割		均等割		平等割額		算出合計額		減額
	算定基礎額(円)	所得割額(円)	人員	均等割額(円)	平等割額(円)	算出合計額(円)	割合	軽減額(円)	
	医療分	500,000	32,500	2	41,400	18,300	92,200	5	29,850
	支援分	500,000	12,500	2	15,600	7,200	35,300		11,400
	介護分	500,000	12,000	1	10,000	6,200	28,200		8,100
	合算分		57,000		67,000	31,700	155,700		49,350
	医療分								
	支援分								
	介護分								
	合算分								
子ども軽減額(円)	産前産後軽減額(円)	限度超過額(円)	月割減額(円)	平等割半額内訳(円)	加入月数	月割賦課額(円)	減免額(円)	確定賦課額(円)	
医療分	0	0	5,196	0	11	57,154	0	57,100	
支援分	0	0	1,992	0		21,908	0	21,900	
介護分	0	0	1,675	0		18,425	0	18,400	
合算分	0	0	8,863	0		97,487	0	97,400	

未就学児の均等割額軽減制度に該当する場合、軽減額が記載されます。
 <例>では、軽減対象者ではないため0が記載されます。

今年度の年税額です。

1 所得割額

所得割算定基礎額に、所得割率をかけた金額です。
 ※所得割率については、納税通知書5ページ表面をご覧ください。

2 均等割額

世帯の国保加入者の人数によって税額が変わります。

<例>

医療分…20,700円×	人数	=	41,400円	} 医療分,支援分は太郎さんと花子さんの2人分
支援分…7,800円×	2	=	15,600円	
介護分…10,000円×	1	=	10,000円	

4 減額

一定の所得金額以下の世帯に対する軽減制度に該当した場合、算出合計額から差し引かれる金額です。
 <例>では、太郎さん、花子さんの世帯は、5割軽減に該当しているため、

②均等割額と③平等割額から5割分を軽減します。

※軽減判定基準については、納税通知書2ページ裏面をご覧ください。

※減額は均等割額・平等割額の総額で記載しているため内訳は納税通知書5ページ表面をご覧ください。

5 月割減額

国保に加入していない月の分で、月割計算によって差し引かれる金額です。

<例>では、太郎さん、花子さんの世帯は、国保に加入していない4月分を月割減額します。

⑤月割減額 = ①所得割額の1ヶ月分 + ②均等割額 + ③平等割額 - ④減額)の1ヶ月分

3ページ表 期別ごとの税額

【普通徴収】

期別	当初
納期限	
差引納付額	

- ・普通徴収の表に金額の記載がある方は、納付書または口座振替によるお支払いです。
- ・納付書払いの方は、納付書裏面にて納付できるところを確認のうえ、納期限内に納付ください。
- ・口座振替の方は、納税通知書の表紙に口座情報が表示されていますので、記載のある口座から国民健康保険税が引き落としされます。

期別	第8期								
当初	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納期限	円	円	円	円	円	円	円	円	円

【特別徴収】

月別	当初
----	----

- ・特別徴収の表に金額の記載がある方は、特別徴収(年金からの天引き)によるお支払いです。
- ・納税通知書4ページ裏面に記載している「1.年金から天引きとなる対象世帯」の要件に当てはまる場合、自動的に特別徴収のお支払いになります。
- ・特別徴収を希望されない場合、お支払い方法を口座振替に変更することができます。
- ・変更手続きについては、納税通知書4ページ裏面「2.口座振替への変更について」をご覧ください。

4ページ表 個人ごとの課税の内訳

資格状況凡例 ○:賦課対象月 ◇:特定同一世帯所属者対象月 ◎:非自発軽減対象月
◆:介護2号対象月 □:産前産後軽減対象月 ■:産前産後軽減及び非自発軽減対象月

国民健康保険税 個人別明細書(令和6年度相当分)

通知書番号 0098765400 氏名 国保 太郎

氏名	所得割算定基礎額 (円)	資格状況(上段:医療・支援 下段:介護)												医療分個人賦課額		支援分個人賦課額	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月数	介護分個人賦課額 (円)	支援分個人賦課額 (円)	
1 国保 太郎●	500,000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	43,472	16,683
2 国保 花子	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	13,680	5,225
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	

所得の合計金額 - 基礎控除(43万円)を個人ごとに記載しております。

国保の加入状況です。
○がある月が国保に加入しているため課税対象です。

- ・個人ごとの年税額を算出することができます。
- ・ただし、年税額は100円未満を切り捨てるため、確定賦課額と異なる場合がございます。

太郎さん・・・ 43,472(医療分) + 16,683(支援分) + 18,424(介護分)
計 **78,579円**

花子さん・・・ 13,680(医療分) + 5,225(支援分)
計 **18,905円**

- ・平等割額(世帯に必ずかかる税額)は、国保加入人数及び月数に応じて分配しています。

国民健康保険税に関する情報をHPにて公開しております。詳しくは下記QRより確認ください。その他、不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。

なお、納税通知書発送直後は、窓口・電話が大変混み合います。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



担当: 福島市国保年金課国保資格係 電話024-525-3735 (受付時間 8:30~17:15)

◆国民健康保険税に関するよくある質問

Q1 令和6年度の税額が令和5年度よりも高くなっているのですが。

- ・令和6年度は、税率が変更になっています。また、増額の理由としては、以下も挙げられます。
 - ①国民健康保険の加入者が増加している場合
 - ②令和5年中の所得が令和4年中に比べ増加している場合
 - ③所得が増加したことにより、軽減判定所得の基準額を超え、軽減から外れた場合
 - ④確定申告または市県民税申告を行っておらず、所得が未申告の場合※所得未申告者がいる場合、軽減の判定ができないため、所得0円でも申告が必要です。

Q2 職場の健康保険に加入したのですが、国民健康保険を脱退する手続きは必要でしょうか。

他の健康保険等に加入した場合、新規加入者全員分の健康保険証等をご準備のうえ、

①～③のいずれかの方法にて喪失の手続きをお願いします。

オンラインによる手続きはこちらから▼

- ①右記QRより、オンラインによる手続き
- ②市役所1階の国保年金課または各支所・出張所に来庁による手続き
- ③郵送による手続き(※新規加入者全員分の健康保険証等のコピーを送付)



※コピーの余白に「(1)住所(2)氏名(3)生年月日(4)電話番号(5)国民健康保険から脱退する旨」を記入
※〒960-8601 福島市五老内町3番1号 福島市役所国保年金課国保資格係」あてに送付

Q3 年度の途中で加入をした場合、国民健康保険税はどのようになりますか。

- ・年度の途中で加入した場合は、加入した月から翌年3月までの月割で計算します。
- ・以前から国保へ加入している方がいる世帯には、増員・増額分を足した世帯の合計額で変更決定通知書を郵送します。納期限が到来している期別税額は変更がないため、納付書払いの方はお手持ちの納付書で納付ください。

※8月に国保に加入した場合

■ = 国保加入期間

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

年間の国保税の $\frac{8}{12}$ が課税になります

Q4 年度の途中で喪失をした場合、国民健康保険税はどのようになりますか。

- ・4月または加入した月から喪失した月の前月分までを月割で年税額を再計算します。
- ・計算の結果によっては、国民健康保険を喪失した後も、国民健康保険税の納税義務が残る場合があります。

※8月に国保を喪失した場合

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

年間の国保税の $\frac{4}{12}$ が課税になります

- ・年税額が変更になるため、喪失の手続きをした翌月に変更決定通知書を郵送します。
- ・変更決定通知書が届くまでに、納期限が到来する税額は納期限内に納付をお願いします。
- ・納期限が過ぎた未納の納付書をお持ちの場合、①～④のいずれかの機関で納付が可能です。

①納付書裏面に記載のある福島市収納機関 ②納税課(福島市役所2階)

③支所(土湯温泉町・立子山・飯坂・松川・信夫・吾妻支所)・大波出張所 ④ゆうちょ銀行・郵便局

※納期限が過ぎた納付書は、コンビニエンスストア・スマートフォンアプリでのお支払いはできません。

- ・変更後の金額よりも多く納付した場合、他の市税に未納がなければ、後ほど納税課より還付の通知を郵送します。

Q5 支払った国民健康保険税の金額は、年末調整・確定申告に使うことができますか。

- ・国民健康保険税は社会保険料控除の対象です。年末調整・確定申告には領収書や納税証明書類を添付する必要はございませんので、納付方法ごとに、ご自身で納付額の確認をお願いします。詳しくは納税通知書6ページ裏面「(9)市・県民税申告・確定申告における社会保険料控除について」をご覧ください。